

酪農学園大学競争的資金以外の受託研究に係る間接経費の使途要領

制 定 2007年8月30日

改 正 2012年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、受託研究取扱規程（2007年8月30日制定）により行う試験及び研究等の受託のうち、競争的資金以外の受託研究に係わる間接経費の適切かつ効果的な活用を図るための取り扱いについて必要な事項を定める。

(使途)

第2 間接経費は学長が一括して管理し、本学全体の研究機能の向上に活用するために必要となる経費として用いることがき、透明性の確保に努めるものとする。

2 間接経費は、別表の「管理部門に係る経費」および「研究部門に係る経費」の「特許関連経費」に充当することができる。

(使用報告)

第3 間接経費の執行状況については、当該受託研究等の委託先の求めに応じて報告できるものとする。

(取扱部署)

第4 間接経費の事務取扱部署は、学務部研究支援課とする。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）8月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2011年（平成23年）4月1日から施行する

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する

別 表

第1 管理部門に係る経費

① 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

② 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

第2 研究部門に係る経費

① 特許関連経費

